えびの市制施行４０周年記念キャラクター「みなほ」着ぐるみの貸出しに関する要綱

（平成２２年８月２６日 えびの市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、えびの市及びえびの市制施行４０周年を広くＰＲするため、えびの市制施行４０周年記念キャラクター「みなほ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第２条　着ぐるみの使用を希望する者は、着ぐるみ使用申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。その申請内容に変更が生じたときも、同様とする。

（１）　企画立案書などの着ぐるみを使用する催事の内容が分かる書類

（２）　その他市長が必要と認める書類

（使用の承認）

第３条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ使用承認通知書（別記様式第２号）により着ぐるみの使用を承認するものとする。ただし、使用を希望する者が重複した場合又はやむを得ない事情がある場合は、承認を行わないものとする。

（１）　えびの市及びえびの市制４０周年のイメージを損なうおそれがある場合

（２）　法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

（３）　特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合

（４）　営利目的のみの活動に使用する場合

（５）　着ぐるみを汚損し、又は損傷するおそれがある場合

（６）　その他市長が着ぐるみの使用について不適当と認める場合

２　前項の規定による承認に当たっては、市長は、必要な条件を付すことができる。

（貸出しに係る料金）

第４条　貸出しに係る料金は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、前条第１項の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（貸出しの期間）

第５条　貸出しの期間は、原則として、１週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用にあたっての遵守事項）

第６条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　第三者に転貸しないこと。

（２）　取扱説明書に従って使用すること。

（３）　雨天時には屋外で使用しないこと。

（４）　屋外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ待避するとともに、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。

（５）　火気又は水気に近づけないこと。

（６）　着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
（７）　着ぐるみの装着者は、着ぐるみの装着中に発声しないこと。
（８）　着ぐるみの装着中は、必ず１名以上の補助者をつけること。
（９）　着ぐるみの使用後は、濡れ雑巾を固く絞り、やさしく汚れ等を落とし、陰干しにより乾燥させること。この場合において、必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。
（１０）　その他市長が付した条件に従って使用すること。

（返却）

第７条　使用者は、着ぐるみの使用を終えたとき、又は着ぐるみの使用について承認された期間を経過したときは、着ぐるみ返却届（別記様式第３号）を提出するとともに、着ぐるみを返却しなければならない。

２　前項の場合において、着ぐるみの使用を終え、着ぐるみ返却届を提出しようとするときは、使用者は、使用状況を確認することができる写真等を添付するものとする。

（受取り及び返却の場所等）

第８条　着ぐるみの受取り及び返却は、えびの市企画課内において行うものとする。ただし、企画課内における受取り又は返却が困難な場合は、市長が認める別の方法により行うことができる。

２　使用者が着ぐるみの受取り及び返却をすることができる時間は、平日（えびの市の休日を定める条例（平成２年えびの市条例第３号）第２条第１項に規定する休日以外の日をいう。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（承認の取消し）

第９条　使用者が第６条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、市長は、その使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（原状回復）

第１０条　着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。

２　修理が困難な状態にまで損傷した場合は、使用者が実費弁償をしなければならない。

（損害等の責任）

第１１条　着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、えびの市は一切その責めを負わない。

（庶務）

第１２条　着ぐるみに関する事務は、企画課振興係において処理する。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記
様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

（あて先）えびの市長

申請者　住所
氏名　　印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

着ぐるみ使用申請書

下記のとおり、着ぐるみを使用したいので、えびの市制施行４０周年記念キャラクター「みなほ」着ぐるみの貸出しに関する要綱第２条の規定により申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">イベント等</td><td>名称</td><td colspan="2">※イベント等の内容が分かる資料があれば、添付してください。</td></tr>
<tr><td>日時</td><td colspan="2">年　　月　　日　曜日（　時　分）から
年　　月　　日　曜日（　時　分）まで</td></tr>
<tr><td>使用方法</td><td colspan="3">※具体的な使用場所や使用方法などを記載してください。</td></tr>
<tr><td>借受期間</td><td colspan="3">年　　月　　日～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受取希望日時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　曜日（時間：　　）</td></tr>
<tr><td>返却予定日時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　曜日（時間：　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>担当者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">□　下記の注意事項を確認の上、同意します。</td></tr>
</table>

【注意事項】
１　使用にあたっては、要綱第６条各号に掲げる条件を遵守してください。
２　定められた期限までに着ぐるみを返却してください。
３　要綱の規定に違反した場合は、承認を取り消される場合もあります。
４　着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復してください（修理が困難な状態の場合は、弁償となります。）。
５　着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、えびの市は一切その責めを負いません。
６　使用にあたっては、付属の取扱説明書をよくお読みになってください。

様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

えびの市長　　印

着ぐるみ使用承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました着ぐるみの使用については、下記の条件を付して承認することと決定しましたので通知します。

記

イベント等	名称	
	日時	年　　月　　日　曜日（　時　分）から 年　　月　　日　曜日（　時　分）まで
使用方法		
貸出期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
使用条件	次の事項に留意してください。 ①　使用にあたっては、要綱第６条各号に掲げる条件を遵守してください。 ②　定められた期限までに着ぐるみを返却してください。 ③　要綱の規定に違反した場合は、承認を取り消される場合もあります。 ④　着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復してください（修理が困難な状態の場合は、弁償となります。）。 ⑤　着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、えびの市は一切その責めを負いません。 ⑥　使用にあたっては、付属の取扱説明書をよくお読みになってください。	

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）えびの市長

住所
氏名　　印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

着ぐるみ返却届

えびの市制施行４０周年記念キャラクター「みなほ」着ぐるみの貸出しに関する要綱第７条の規定により借り受けた着ぐるみセットを下記のとおり返却します。

記

用　　品	数　　量	チェック欄
ボディ（つなぎ）	１体	
上着	１着	
頭部	１個	
手	３本	
しゃもじ	１個	
ベスト（保冷剤付）	１着	

※　用品が不足していないかをチェック欄にチェックして確認してください。